

令和 5 年 12 月 7 日

第 12 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 12 号

令和 5 年 第 12 回 定例会

日時：令和 5 年 12 月 7 日（水）午後 2 時

場所：区議会第二委員会室

「出 席」

教 育 長	加 藤 裕 一
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員 員	坪 井 節 子
	福 田 雅

「説明のために出席した教育局職員」

教育推進部長	新 名 幸 男
教育総務課長兼 真砂中央図書館長	宇 民 清
学務課長	中 川 景 司
教育推進部副参事	宮 原 直 務
教育指導課長	赤 津 也
児童青少年課長	木 大 助
教育センター所長	口 正 和
庶務係主任	星 考 貴

「書 記」

令和5年

第12回教育委員会定例会

令和5年12月7日(水)午後2時
場所 第二委員会室
議事録署名人 坪井節子委員

第1 議事録の承認

議事録第10号(令和5年第10回定例会)

議事録第11号(令和5年第11回定例会)

第2 議案の審議

第57号議案 「第62回東京都图画工作研究大会中央大会」の後援名義の使用について

て

第58号議案 「水循環教育スキルアップ講座」の後援名義の使用について

第59号議案 審査請求に対する裁決について

第3 報告事項

(1) 令和5年11月定例議会の審議概要について

(資料第1号)

(2) 令和4年度における児童生徒の問題行動・不登校等の実態について

(資料第2号)

第4 その他の事項

「開会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、定刻になりましたので、第 12 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、小川委員が欠席です。理事者は、宇津木教育推進部副参事が欠席しております。

本日の議事録署名人ですが、坪井委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(はい)

第 1 議事録の承認

議事録第 10 号（令和 5 年第 10 回定例会）

議事録第 11 号（令和 5 年第 11 回定例会）

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第 1 「議事録の承認」です。議事録第 10 号及び第 11 号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がある場合には、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

第 2 議案の審議

第 57 号議案 「第 62 回東京都图画工作研究大会中央大会」の後援名義の使用について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日の審議は 3 件です。

まず初めに、第 57 号議案 「第 62 回東京都图画工作研究大会中央大会」の後援名義の使用について。この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 57 号議案、「第 62 回東京都图画工作研究大会中央大会」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの申請書をご覧ください。

申請団体は、東京都图画工作研究会。

代表者は、奥長英樹でございます。

事業名は、第 62 回東京都图画工作研究大会中央大会です。

実施日は、令和 6 年 12 月 6 日（金）を予定しております。

実施場所は、千代田区立お茶の水小学校でございます。

本事業は、文京区等の小学校に通う児童に図画工作科の学習を通して、深く考えたり、さまざまな経験をする中で、豊かな発想や表現ができるよう研究を進め、児童の日々の学習活動をより豊かにすることを目的としております。

対象者は、東京都や他府県の図画工作科及び小学校教員等です。

参加費は、1400円を予定しております。

このほか、資料といたしまして、事業計画書、事業予算書、会則等がございます。

以上の内容について後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 この参加費が1400円、まだ案ということですけれども、比較的高いのかなと思いました。実際図画工作をするに当たってどのようなものが必要になってきて、その費用はどのくらいかというのを教えていただければと思います。

○教育総務課長 詳細については把握していないところですけれども、この資料の3枚目の裏に事業予算書がございます。この中でこの時点での想定として教材費としては全体で36万円と考えているものでございます。そういう不確定要素もございますので、あくまで1400円が案ということで、詳細が固まり次第、その金額が若干増減するような形になってございます。

○清水委員 わかりました。

○坪井委員 このような教員研修というのは、普通どういうふうにされているのか。図画工作に限らず、他教科でもそれぞれの教科ごとにこうした研究会があって、そこの教員研修について、教育委員会の後援でお金出し、各自が参加をしというふうな仕組みになっているのかということを教えていただきたいということ。

それから、こうしたところに出張する形になるのか、平日なので休暇をとって教員の方が行かれなのか、参加費は自己負担なのか、学校のほうが負担するのかということも教えていただきたいと思います。

○教育指導課長 実際に先生方は、区でいうと区の教育研究会があって、どこかに所属をしています。その流れの中での自分の専門性を高めるということで都のこういう研究会や全国のレベルの研究会にもみずから率先して参加するというのが大体の形かと思います。その参加費については、通常は自分の自己研鑽ということになるので、自分で負担しているのが現実だと思います。

○加藤教育長 出張扱いかどうか。

○教育指導課長 服務については、例えば区の研究会であれば出張扱いです。都だと全国の場合、確認しないとですけれども、休暇で行っているというよりは、職免等で行っていると思います。

○教育総務課長 後援名義についてですけれども、一般的に全てのこういった研修等に後援名義をということではなく、今回は中央ブロックで開催するということで、今までの慣例として各ブロックの開催区では後援名義をとっていくということで行われているので、今回申請が上がってきたものでございます。

○坪井委員 そうすると、先生方は区のこうした研究会に所属されているということで、今ここを見ると、役員や何かも皆、学校の先生がやっていらっしゃる。そうしたものは学校外の活動として教員の当然の活動としてあるものなんですか。

○教育指導課長 都や全国になると、あくまで自主的な研究会ということの位置づけです。区でいうと先ほど言ったように出張扱いにして、勤務時間中にそういう研究会を開いて研鑽をしていただいているけど、それ以外の都や全国のレベルになると、専門性を高めるということからみずからそこへ参加している、実態です。ですから、実際は勤務時間にこういう準備や会議があると思います。

○福田委員 2点あります。1つは、これは62回だから、中央に帰ってくるのは8年ぶりと言っていますけれども、過去にも後援の実績があるのかというのを参考までに伺いたい。

私もちょっと教えていただきたいなと思ったのは、事業予算書の中にある教育委員会より支援金というものが各教育委員会から30万円ずつ計上されています。この支援金を出す出さないの基準はどういう基準があるのか教えていただければと思います。

○教育総務課長 まず1点目の8年ぶりということで、そのときの後援名義ですけれども、そのときは申請はなかったものです。その後の流れとして各ブロックで開催するときに後援名義をとるような流れになってきたといったものでございます。

教育委員会よりの支援金ですけれども、一般的に各学校からの要望等によりまして、教員の資質向上に資するという形になっております。こういった会に対する分担金という形で会のほうに公費を支出しているといったものもございますので、そういったものの1つかと思います。

○福田委員 ありがとうございます。

○坪井委員 そうすると、この会議では後援名義と支援金の支出と両方了承することなんですか。それとも支援金は教育委員会の会議で了承するということではないんでしょうか。

○教育総務課長 支援金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、別途予算の範囲内で分担金として会計処理上支出をしておりますので、ここで支援金を支払うということに対しての承認は含まれておりません。

○坪井委員 そうすると、後援しないとなった場合でも支援金だけは出ることはあるということですか。逆に言うと、そういうことになる。

○教育総務課長 はい。先ほど申し上げましたとおり、そういった活動に対しての分担金というものは予算の範囲内で計上して支出を行っておりますので、そちらのほうの話と今回上がつてまいりました後援名義の使用を承認するということはあくまでも別なこととなります。

○坪井委員 後援しなくともお金が出るんですね。

○加藤教育長 私のほうから。後援は後援名義の根拠になる要綱はありますけれども、その事業に対して教育委員会として賛同できるかどうかというのが、後援をするかどうかの判断の基準になります。ですので、今回でいえば、図画工作の研究事業に対して、教育委員会として事業の趣旨が妥当かどうか、教育的な観点からどうかというところになります。

こちらの分担金、支援金については、さまざまな教科で教員が研究をしていて、そこに対して必要な経費については、これに限らず予算の範囲内で必要なものについては措置しているということになりますので、それはリンクするものではないです。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第58号議案 「水循環教育スキルアップ講座」の後援名義の使用について

○加藤教育長 続きまして、第58号議案「水循環教育スキルアップ講座」の後援名義の使用について。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第58号議案、「水循環教育スキルアップ講座」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの申請書をご覧ください。

申請団体は、内閣官房水循環政策本部事務局。

代表者は、中込淳でございます。

事業名は、水循環教育スキルアップ講座です。

実施日は、令和6年1月16日（火）を予定しております。

実施場所は、TKP ガーデンシティ御茶ノ水貸会議室及び東京都水道歴史館でございます。

本事業は、水循環教育の実施に関心を有するものの、その知見が十分ではないため、授業の実施に踏み切れない教員等をサポートすることでスキルアップを図り、区内小学校児童への水循環教育の充実・推進に資することを目的としております。

対象者は、全国の小学校教員、自治体職員、水循環教育に関心のある者です。

参加費は、無料となっております。

このほか、資料といったしまして、事業等計画書、事業予算書等がございます。

以上の内容について、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○福田委員 先ほどの支援金と近いんですけれども、この予算書を見ると、今度は行政部費というので、収入が351万円となっています。これはどういう性質のものなのか教えていただきたいなと思います。

もう一つは、水循環教育というのは総合的な学習の時間の中のコンテンツの1つということですね。という理解でいいのか教えていただければと思います。

○教育総務課長 この行政部費ですけれども、今回実施する団体が内閣官房の事務局ということで、これは公会計上の予算の費目になります。詳細な内訳とかまで記載していただかなかつたので、わかりにくいんですけれども、こういった水循環施策を進めるに当たっての予算計上上の名称ということで、一般的な事業費と捉えていただければと思います。

○教育指導課長 総合的な学習の位置づけかということですけど、総合的な学習の位置づけで実践することもありますし、例えば水循環ということでいえば理科とかの学習に位置づけることがあります。

○福田委員 ありがとうございます。

○坪井委員 先ほどのもそうなんですが、こういった教員向けの研修会で文京区の教育委員会が後援したとき、各小学校や中学校から必ず学校で1名ずつ行くことみたいな要請はなさるんでしょうか。

○教育総務課長 基本的には後援名義を承認するというだけですので、教員に対してそういった形

での縛りをかけるということではございません。ただ、文京区内の会場を使用するということもありますので、こういった事業がありますという参加の呼びかけは行う形になるかと考えております。

○坪井委員 そうすると、学校がこういうことに積極的であるかどうかで、教員を派遣するかどうかは学校単位ということになるんでしょうか。

○教育総務課長 今回の理由にもありますけれども、こういった水循環教育の特にスキルアップを目的としたというところがありますので、そういったことに意識が高い教員の方は参加すると思いますけれども、そういう方でなくとも、先ほど申し上げましたとおり、声かけをすることでこういった教育を学ぶきっかけをつくる、そういうこともできるんじゃないかと考えております。

○教育指導課長 必ずしも関心があるかないかに限らず、実施日が1月16日の火曜日で平日ですから、教育活動を行っている時間にこれが行われることを考えると、学校の体制として学校行事等が組まれていれば行けないこともあるでしょうし、教員に何らかの事情で欠員が生じているとか、お休みをとるということであれば、校内体制の事情上、出張させることができないこともあるので、そういった色々なことを考え、最終的に校長先生がご判断いただくものと思います。

○加藤教育長 補足になりますけれども、例えばそういった校内の事情で行けなかったとしても、必要があれば参加した他校の情報をとることもできますし、それは学校同士の連携というところで、必ず行かなければ情報がとれないというわけではないと思っています。

○坪井委員 教員の働き方改革の問題がいろいろ議論されている中で、教員の方たちは学校の通常の業務以外に自己研鑽のための研究会に参加するということはどの程度なさっていて、どういう負担になっているのか、現状どうなんでしょう。

○教育指導課長 現実に、平日の教育活動を行っている時間帯に先生方が行くのは難しいと思うんです。ですから、夏季休業等の長期休業期間中にこういった研究大会があれば参加するとか、専門性をさらに高めたいということであれば、時間外にこういったことに取り組むこともあると思います。

○坪井委員 とすると、こういう平日のときに出れる教員というのは実際問題では少ないとということになるんですか。

○教育指導課長 そこは体制だと思うんです。500人を想定しているわけですから、まして文京区だけじゃないところからということになるので、一定程度は出ることもあり得ると思います。例えば、文京区の学校全部が出るとなると、先ほどの色々な事情がありますから、みんな行くようにと言うのは現状なかなか難しいと思います。

加えて言うと、今回は水循環ですけれども、例えば、東京都は水道局で水道キャラバンというのをやっています。東京都も水循環に対する教育の充実については取り組みを行っていることからすれば、必ずしも研究会に行かなくても、そういうものが来ていただく中で先生方も子どもと一緒に学び、研鑽をしていることもあるので、校長の判断で行かないと選択することもあり得ると思います。

○坪井委員 私が心配しているのは先生方に過大な負担をこういうことでまた与えている実情があるかどうかということを伺いたいんですが、その感触はどうなんですか。

○教育指導課長 これは先ほどお答えしていますけれども、文京区教育委員会として各学校に動員をかけて行くように言うということはあり得ません。こういったことをご案内する中で、行ける体制とさらに学校の教育課題に照らして、これに取り組んでいるからさらに研鑽を積む必要があると考えれば行くでしょうし、仮に水循環じゃないものを学校が選択している場合は、違うものに出るということです。学校が学校の教育課題に照らして何を優先して、今、先生方のスキルアップをするかは校長が判断してやられているものだと思います。決して過度の負担にならないよう校長はコントロールしていると認識しています。

○清水委員 目的に、水循環の授業の実施に踏み切れない教員のスキルアップのためにというのがあるんですけれども、実際現在文京区では、水循環の授業というのはどの程度やられているのかということに関して教えていただければと思います。

○教育指導課長 正確に把握しているわけではありませんが、まず1つ言えるのは、総合的な学習の時間であるとか、理科であるとか、学習指導要領で定められている内容の範囲の中では当然教えているでしょうし、先ほどご紹介した東京都が行っている水道キャラバンは幾つかの学校で実践していますから、一定の学校で行われているものと認識しています。

○清水委員 今回ここではさらにスキルアップして、よりいい授業ができるためのということでおろしいですかね。

○教育指導課長 おっしゃるとおりだと思います。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきましては、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 59 号議案 審査請求に対する裁決について

○加藤教育長 続きまして、第 59 号議案「審査請求に対する裁決について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 59 号議案、審査請求に対する裁決についての提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、教育委員の皆様へ事前に個別説明を行ってきたものでございます。

審査請求人は、教育委員会に対し令和 5 年度の学校給食費補助金の交付申請を行いました。本件申請に対して、教育委員会は令和 5 年 8 月 4 日付で所得超過を理由とした却下通知を行いました。

本件却下通知には、この決定に不服がある場合には、教育委員会に対して審査請求をすることができること、及び文京区を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができるとの教示がされており、令和 5 年 10 月 27 日、請求人より、行政不服審査法第 4 条の規定に基づく本件却下通知の取り消しを求める審査請求が提起されたものでございます。

請求人の主張につきましては、2 ページ中段、第 2 「請求人の主張」に記載してございます。請求人は、区立小学校に在籍する子 1 名とともに区内に住所を有しており、また区外に住所を有する配偶者及び子 3 名を扶養していることから、実質的な世帯人員は 6 名であり、世帯人員 5 名の場合の学校給食費補助金の認定基準所得額を下回っているにもかかわらず、所得超過を理由として本件申請を却下したことは、教育委員会がみずから定めた交付決定の基準に反した内容の処分であるというものです。

また、請求人は、本件却下通知に記載された請求人の名前及び児童の学年について誤記が認められるとの指摘もしております。

本件審査請求に対する裁決の理由につきましては、3 ページ中段の第 3 「理由」に記載してございます。行政不服審査法に基づく処分についての審査請求は、同法第 2 条におきまして、「行政庁の処分に不服がある者は、第 4 条及び第 5 条第 2 項の定めるところにより、審査請求をすることができる」と規定しております。

ここでいう「処分」とは、同法第 1 条第 2 項において、「行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為」と規定しております。すなわち、「公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」とされております。

これを本件審査請求について見ますと、学校給食費補助金の交付は、法令によって定められたもののものは法令に根拠を置くものではなく、教育委員会が独自に定めた文京区学校給食費補助金交付要綱に基づいて交付する補助金でございます。本件却下通知は、請求人が行った本件申請に対する交付の可否を決定し通知するものであり、それ自体によって、直接請求人の権利義務を形成し、またはその範囲を確定することが法令上認められているものとはいえないことから、本件却下通知は、審査請求をすることができる行政庁の処分には該当しないものでございます。

なお、本件却下通知において、審査請求が可能であることの教示が行われておりますが、行政庁の行為が処分に当たるか否かは法令の解釈によって決めるべきことでありますので、行政庁による教示をもって、本件却下通知に処分性があるとの理由になるものではございません。

したがいまして、本件却下通知は、行政不服審査法第1条第2項に規定する処分には当たらず、同法第2条に規定する処分についての審査請求の対象とはならないものでございます。

これらのことから、本件審査請求は不適法であり、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、審査請求を却下するものでございます。

なお、本件却下通知に誤記が認められた件につきましては、4ページ下段、第5「付言」において、行政庁は記載内容を十分に確認するなど適正な事務処理を行うことを求めております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 確認のために質問させていただくのと、2つほどお願いがあります。

1つですが、先ほどの「理由」の2にありました、今回の交付要綱は、法令に根拠を置くものではないということは、その上にあります最高裁の判例の「法律上認められているもの」という意味での法律、政令に基づく要綱ではないということをこれは確認できているということでよろしいですね。

○教育総務課長 確認できております。

○坪井委員 それで、お願いなんですかけれども、この実体法上の理由がありますね。この方が審査を出されている、実体法の手続ではなくて、その部分についてのお答えはこの中では全く書いていないということになりますね。それは手続上わかるんですけれども、審査請求された方からしてみると、いかにも手続的に門前払いを食らってしまって、本来自分が言っていることは筋が通っているかもしれないと思ったままでいらしたかもしれない。区が、要綱があるから裁量をもって適当にやっているということもあり得るんじゃないかなみたいな疑義も持たれたままになるかもしれない、

あるいは説明が尽くされているかもしれないんですけども、そういう意味で実体法上の納得が得られていないとした場合、裁決後であってもいいんですけども、こういう形のちゃんとご説明をなさるのかどうかということをまず1つ伺いたい。

○学務課長 本件については、もちろん裁決後であっても、なぜ認められないか、どういうたてつけで制度上認められないのかということはきちんと説明はするべきものだとは考えております。ただ、一方で、ご本人のほうから、今の時点で特にご相談とかコンタクトはないような状況でもありますので、そのあたりは、今回裁決の結果というところでは一回お送りするんですが、その後学務課においても、その対応は検討していきたいと思っております。

○坪井委員 これ、私たちも数字を確かめたわけではないんですけども、1つは世帯の問題として2人の世帯とするか6人の世帯とするかというところの判断、これはちゃんと要綱で決まっているということと、その世帯を2人とした場合の金額として考えるということの実体法上の意味において却下をしたということだったと思います。その辺の説明はきちんとやろうとすればできることですね。

○学務課長 できます。ただ、どのタイミングでどういう形でやるかというところはご本人、審査請求人のほうにも配慮しながらとは思っておりますので、タイミング的なものは少しこちらでも考えていきたいというところでございます。

○坪井委員 タイミングはもちろん見計らっていただいて、できれば無駄な疑惑を残しておかないようにしていただければ、また次の上級庁にいったりしないようにご配慮いただければなというのが1つお願いです。

もう一つなんですが、却下通知に教示があったという点です。これ、誤解を招いたことがあるかもしれないんですが、法令に基づく処分ではないものに対しての通知には、教示を載せないということは今後可能なんでしょうか。

○学務課長 これは過去から制度を導入していたときに誤認をしていました部分ではあります。この給食の補助制度については、現在無償化を9月以降開始しているということで、今現在はもうなくなっているものではあるのですが、これと同様、本来教示を載せるべきものでないものについては、要綱の様式改正等も含めてきちんと対応していくつもりでございます。

○加藤教育長 私から1つ。きょうは傍聴の方もいらっしゃるので、私のところにある59号議案については、具体的な学校名と所得金額と子どもの名前が書いてあるんですが、この部分については、マスキングをするんでしょうか。あるいは既に傍聴の方にはそこは伏せた形でお渡しされて

るんでしょうか。私のところには具体名がでているので、そこの確認だけ。

○教育総務課長 本日傍聴の方にお配りをしております資料につきましては、今、教育長がおっしゃいました個人名、学校名等の項目についてはマスキングをしたものをお配りしております。

○加藤教育長 収入金額は。

○教育総務課長 収入金額についてもマスキングしてあります。

○加藤教育長 わかりました。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 令和5年11月定例議会の審議概要について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は2件です。

1件目「令和5年11月定例議会の審議概要について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号をご覧ください。

先日行われました11月議会の文教委員会の案件になります。

内容といたしましては、議案が2件、報告事項が6件となってございます。そのうち議案1件につきましては、子ども家庭部からの提案となってございます。

報告事項の4番にあります案件が議案第41号も兼ねておりまして、こちらの議案と報告事項6件が教育局からの提案となってございます。これらの案件につきましては、全て本委員会で報告済みの案件となってございます。

1枚おめくりをいただきまして、一般質問に対する教育長答弁になります。今回は質問が全部で53件ございます。内容につきましては、多岐にわたりますけれども、主なものといたしましては、学校給食、施設の改修、児童館・育成室、また中学校の部活動に関する質問などが内容としてございます。

資料第1号の説明については以上になります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

(2) 令和4年度における児童生徒の問題行動・不登校等の実態について

○加藤教育長 続きまして、「令和4年度における児童生徒の問題行動・不登校等の実態について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第2号によりまして、令和4年度における児童生徒の問題行動・不登校等の実態について、ご報告を申し上げます。

1ページをご覧ください。「暴力行為」につきましては、上段が件数、括弧内の数が発生した学校の割合となります。一番下に書いてありますように、小学校では、対教師暴力として、指導に反抗して押し倒そうとする、危険場面の抑止をした際に蹴るなどを行ったケースがございました。児童間暴力として、コミュニケーションの行き違いを起因として暴力に発展したケースがございました。

中学校では、生徒間暴力として、ふざけ合いから腹を立て、気持ちが収まらずに暴力行為に繋がるケースがございました。器物破損として、タブレット端末の画面を故意に割るなどがございました。

小・中学校ともに、同一人物が複数回行うケースがあり、総数として増えたものと考えております。

次に、2ページ、「いじめ」についてでございます。小学校では、令和4年度は16校で88件、中学校では、8校で38件が認知されました。中段よりやや下に説明がございます。小学校は61件が解消しており、中学校では28件が解消しております。解消していない事案につきましては、解消に向けて継続して取り組み中でございます。

小・中学校ともにいじめの認知件数が昨年度より増加しておりますが、この理由としては、学校の積極的な認知に対する理解が広がっていることと、アンケートや教育相談の充実などにより、見取りを細かく緻密に行っていていることが考えられるところでございます。

また、解消状況についても、安易にいじめを解決したとせず丁寧な対応を行っているものと考えております。いじめ問題への対応につきましては、小・中学校ともに、早期発見、早期対応を大切にし、毎月行っております生活指導主任研修会で報告される情報を教育指導課としても注視しながら、適時、学校や教育センター、子ども家庭支援センター等と連携を図ってまいります。

続きまして、3ページ、「長期欠席」についてでございます。令和4年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒数の集計となっておりまして、上段が令和4年度の人数、下段の括弧

内が令和3年度の人数を示しております。令和4年度の長期欠席者数は、小学校380名、中学校232名でございます。理由別に見ると、病気につきましては、小学校66名、中学校19名でございます。

不登校につきましては、小学校173名、中学校183名で、小・中学校ともに増加しております。詳細につきましては、後ほど触れさせていただきたいと存じます。

新型コロナウイルスの感染回避につきましては、小学校63名、中学校7名でございます。

その他につきましては、小学校78名、中学校23名となってございます。

小学校でその他が多い理由としては、インターナショナルスクールに通う児童が多いことが挙げられます。

最後に、4ページ、「不登校」についてでございます。小学校は令和3年度と比べますと、34名増加しております。令和4年度の不登校173名のうち84名は前年度からの引き続きであることや、76名が90日以上の欠席であることから長期化の傾向が見られるところでございます。

中学校は、令和3年度と比べますと、48名増加しております。令和4年度の不登校183名のうち79名は前年度からの引き続きであることや、118名が90日以上の欠席であることから、小学校と同様に長期化傾向が見られるところでございます。

不登校の主な要因でございますが、小学校は、「無気力、不安」が最も多く、次に、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「親子の関わり方」が多い状況でございます。

全国的には、「無気力、不安」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」、「親子の関わり方」が多くの割合を占めているところでございます。

次に、中学校では、「無気力、不安」が最も多く、次いで、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が挙げられます。

全国的には、「無気力、不安」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多くを占めているところでございます。

不登校への対応でございますが、各学校において組織的な対応をするとともに、教育センターの適応指導教室「ふれあい教室」への通室やスクールカウンセラーによる小学校5年生、中学校1年生への全員面接、不登校対応チームによる学校への助言、支援など、学校、家庭、関係機関が連携して丁寧に対応をしているところでございます。

今後とも児童・生徒が通いたいと思う魅力ある学校づくりとあわせて居場所づくりに努めてまいりたいと存じます。

ご説明は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 まず、暴力行為に関してですけれども、同一人物が複数回行うケースがあったということですね。これは大きな問題かと思います。この辺のサポートをどうされているかというのを教えてください。

○教育指導課長 学校ではその子どもに寄り添って、丁寧な聞き取りだとか家庭との連携ということを繰り返し行って、改善に資するように努めているところでございます。

○清水委員 次に、いじめに関してですが、解消の定義というのを教えてもらってよろしいですか。

○教育指導課長 解消は、3か月間そういう問題行動が見られないということが1つ解消のポイントです。一定程度期間が経過しないと解消したといえないので、解消率が上がっていないのはそういうところも要因として考えているところでございます。

○清水委員 最後に、不登校に関してですが、無気力とか不安というのが多い。これは子どものうつ、最近問題になっているところです。自殺につながったりすることもあると思うので、この辺をどのように考えているかというのを教えてください。

○教育指導課長 コロナの影響もあるのかもしれませんけれども、子どもたちがそういった部分で、学校に登校しないこともありましたし、それが社会的にもかなり認められる状況にある中でいうと、学校で生活すること自体に意欲がなかなか持てないこともあります。今コロナが一定程度落ち着いた状況の中では教育活動の充実を図っています。子どもたちが学校に来て楽しいとか充実感を持てるような教育活動を今進めていますので、そういったところでは、その解消に努めている。

一方で、一人一人の子どものケアということでいえば、スクールカウンセラーによる全員面接も行っていますし、必要があるお子さんにはこちらから声かけをすることもありますし、場合によれば教育センターと連携をすることから、そういったお子さんにも丁寧な対応を行っているところでございます。

○清水委員 実際、医療機関との連携というのは具体的にはされていないということでよろしいですか。

○教育指導課長 これは個人のことでもあるんですけれども、お子さんによっては、医療機関にかかっていることから、学校がそういったところと連携をすることもあるとは伺っているところでございます。

○清水委員 ありがとうございました。

○坪井委員 この数字を見ると気が重くなるというのが正直なところで、コロナ明けというところ

でこれから少し改善していくんだろうなと思いたいところなんですが、その辺どうなんでしょうか。

○教育指導課長 今、委員おっしゃったように、これは改善に努めなければいけませんから、教育委員会としては、学校と連携をして、数字が変わればいいということではありませんけれども、一定程度こういった傾向が見られることについては重く受けとめて、教育活動の充実に努めていかなければいけないと思います。

○坪井委員 前にもお話をしていますけれども、文科省がまた、子どもの自殺がふえたがために、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議をことし再開して、私、またそこの委員になって、この前から会議が始まったんですね。報告書はこれからなので、中身を申し上げるわけにいかないんですけども、さまざまところで取り組みはあるんですが、学習指導要領の中のいろいろな科目の中で自殺予防につなげができるように、教員の方々に示していこうと。特別な枠組みで自殺予防教育をするというのは、今のカリキュラムの中で本当に無理な状況があって、総合教育の時間でも保健の時間でもなかなか難しいじゃないですか。なので、この科目のここでこういうことができますとか、そういう形の提案をしていこうというのが、今年度の目標になっているようです。

こうした状況を踏まえて、文京区では子どもの自殺自体が数値としては出ていないんでしょうかね。しかし、今、清水さんおっしゃったように、うつが広がっていることは確かであって、医療機関との連携も、先生たちが日常的にそういうことを知っていないとつなげないということもあって、ぜひともそうした、あるかもしれない、死にたいと言った子どもたちへの対応を考えておいていただく、そういうことが本当に必要な時代になっているということだけ申し上げておきたいなと思いますので、またこれからもよろしくどうぞお願ひいたします。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

第4 その他の事項

○加藤教育長 それでは、その他ということで何かございますでしょうか。

○坪井委員 ここ数日、これも私は新聞で知ただけですが、PISAの結果が出て、15歳の子どもたちの学習の成果として読解力が向上して大分高くなかった。国際的に8位ぐらいだったのが3位になったとか、数学ともう一つ何でしたっけ、割と高く維持されたというのが出てきました。その記事の中に、これだけ高くなった理由は、1つは学習指導要領に基づく学校教育の積み重ねであるという評価と、コロナ禍にもかかわらず世界的には日本は早く学校教育が正常化したというところもあるんじゃないかなというのが出ていたんです。

文京区で聞いていると、そういう話は今まであまり聞かなかつたので、現場ではそういう実感を持っていらっしゃるのかというのを伺ってみたいなと思ったんです。読解力の改善という力も含めて。

○教育指導課長 確かに私も、報道で、今、委員がおっしゃったようなことは、把握しているところですが、現場からすれば、当然学習指導要領に基づいて、目の前にいる子どもたちに対して、主体的、対話的で深い学びを実現できるように取り組んでいる。特にコロナ禍であってもその学びができる限りとめないようにどうするかということは懸命に考えて実践をしてきたのは事実だと思うんですね。それが他国に比べてどうだったかということは、他国の状況を私も正確にわかっているわけじゃないので言えませんが、文京区の教員に限らず全国的に全ての教員たちは使命感を持ってそのことに取り組んだのは事実だと私は思っているんです。

○坪井委員 文京区の中でも東京都でも全国学力学習テスト、そういう中で読解力の向上みたいなのは見えてたんですか。

○教育指導課長 読解力がというより、前回もご説明したように、全国学力学習状況調査上は、都や国を上回っているので、文京区としては一定の成果を上げているところだと思うんです。ただ、今回読解力が上がったことは、今出たばかりなので、明確に分析できていないこともあり、それがどういう関係性があるか、因果関係を説明できるかというのは難しいと思います。そういうといいい結果が出ていることを我々としても励みにして、引き続き子どもたちの学力向上には努めていかなければいけないと思います。

○加藤教育長 ほかは、よろしいですか。

それでは、第 12 回定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(14:53)

令和 5 年 12 月 7 日

議事録署名人

教育長

委員